

出 展 規 約

（基本条件）

第1条 出展者は、出展申込書に記載した内容を展示するものとする。

- 2 一般社団法人全国住宅産業協会（以下、「協会」という。）組織委員会は、出展申込書記載内容等について審査を行い、記載内容が本展示の趣旨にそぐわない場合、申込者に対し、出展を認めない場合がある。

（定義）

第2条 本規約における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 1 「本展示」とは、協会主催の「定時総会懇親パーティー」におけるブース展示のことをいう。
- 2 「出展者」とは、第3条に基づき、出展者として認められた協会の会員（以下、「会員」という。）をいう。

（申込み）

第3条 出展を希望する会員は、必要事項を記入した出展申込書を協会に提出するものとする。

- 2 出展の決定方法は、先着順とし、内容等について審査を行った後、正式に出展決定とする。
- 3 出展者は「規約同意書」に署名し、協会に提出した時点で出展規約の内容に同意したものとみなされ、その時点で本規約の効力が発生し、出展者は本規約を遵守する義務が発生する。

（出展料）

第4条 出展料は無料とする。

（出展申込の取消し）

第5条 出展内容が開催趣旨にそぐわないと協会が判断した場合、協会は出展受付のお断り又は出展受付の取消しができるものとする。なお、これに生じる損害等に対して協会は一切の責任を負わない。

- 2 出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認めないものとする。
申込者は出展申込み後、やむなく申込みを取消しせざるを得ない場合は、書面によって協会に通知し、了承を得なければならない。

（出展配置の決定）

第6条 出展小間位置については協会にて決定するものとする。

- 2 出展状況の変動や展示効果向上などの理由で、協会で図面及び小間位置の変更を行うことがある。
- 3 第6条2項による変更を行った場合においても、出展者は変更に対する不服申立てや賠償請求を行えないものとする。

（出展小間の転貸等の禁止）

第7条 出展者は、配置決定小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできない。

(安全及び消防に関する法規)

第8条 出展者は、展示会場に適用される安全及び消防等に関する全ての規則等を遵守しなければならない。

(展示の設置と撤去)

第9条 出展者は、協会の定めたスケジュールに従って、小間の装飾及び出展物の搬出入を行うものとします。

- 2 本展示において、電源の使用はできるものとする。
- 3 本展示において、BGMの使用は原則できないものとする。
ただし、事前に協会に通知し、承認が得られた場合はその限りではない。
- 4 出展する商材や必要な備品等は出展者において作業（運搬、搬入、設置、搬出等）を行うものとする。
- 5 展示中は展示物を搬入・搬出・撤去及び移動は原則できないものとするが、事前に協会に通知し、承認が得られた場合はその限りではない。

(会場管理及び免責)

第10条 協会は、会場の安全管理について事故防止等、最善の注意を払うものとするが、出展物の管理及び保全については、各出展者の責任のもと行うこととする。

- 2 協会は、天災、その他やむを得ない事由、他の出展者の行為に起因する事由又はその他協会に直接起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 出展者は、自己又はその関係者の不注意その他によって生じた展示会場設備、展示会場の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとする。

- 2 協会はいかなる場合においても、出展小間内並びに出展者及びその従業員・関係者等に関する盗難・紛失・損傷・天災等不可抗力による事故・傷害・損傷等に対し、一切の責任を負わないものとする。

(開催の中止・中断)

第12条 天災などの不可抗力によって開催不能又は継続困難となった場合、協会の判断により開催を中止又は中断を決定することができる。

- 2 中止・中断により生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(会場内の行為の制限)

第13条 出展者は本展示の開催趣旨に合致した内容以外の展示はできないものとする。

- 2 出展者は通路や本展示場外等自らの出展スペース以外での展示・宣伝を行うことはできない。
- 3 来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたすおそれのある展示や行為であると協会が判断した場合は、出展者は協会の指示に従い、その展示又は行為を中止しなければならない。この場合、協会は当該出展者に対し、展示費用の補償等いかなる費用負担の責任を負わない。

(即売の禁止)

第 14 条 現金等と引き換えに出展物等又はその他製品・サービス等を提供することを禁止する。

- 2 第 14 条 1 項の事実が判明した場合に、協会からの即時中止警告に直ちに從わなかった時は、出展を中止し展示物等の撤去を求める。出展者により撤去されない場合は協会が撤去するものとする。その場合においても賠償請求は行えないものとする。

(展示後の対応)

第 15 条 展示会における言動等が起因となって後日発生した来場者とのトラブル、展示会後の商談等によって発生した来場者とのトラブル、展示品の破損等について協会は一切の責任を負わない。

(出展規約等の遵守)

第 16 条 出展者は、協会が定める本規約を遵守することに同意するものとする。規約に違反した場合、理由の如何に関わらず、出展を認めない場合がある。その際生じる損害などに対して、協会は一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第 17 条 出展者は、展示などを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければならない。

- 2 出展者は、展示などを通じて取得した個人情報について、法律に定められた安全管理を遵守した適切な管理・運営を行わなければならない。
- 3 出展者が本展示を通じて取得・管理・運営する個人情報の情報主体又は情報主体と主張する者との間で紛争が生じた場合、両方で協議して当該紛争を解決すべきものとし、協会は一切の責任を負いません。

(その他)

第 18 条 本規約に定めのない事項については、協会に適切に確認し、その回答又は指示等に従うものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和 7 年 6 月 3 日から施行する。

「規約同意書」

「出展規約」に記載の事項について十分に理解し、遵守することに同意します。

令和 年 月 日

会 社 名 _____

担当者氏名 _____